

鎌倉市告示第 241 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 6 年（2024 年）2 月 15 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 都市計画の種類
鎌倉都市計画地区計画の決定（住友常盤地区地区計画）

- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
鎌倉市常盤字仲ノ坂、一向堂及び常松下地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし

- 3 縦覧場所
鎌倉市役所 まちづくり計画部 都市計画課